

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
学会事業運営規程

平成 24 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は社団法人エレクトロニクス実装学会（以下「本学会」という）本学会の目的に添った事業活動に関して定める。

(学会事業の分野)

第 2 条

本学会の公益目的事業として以下の事業分野にわけて運営を行う。

- (1) 大会事業
- (2) 展示事業
- (3) 技術調査事業
- (4) 教育事業
- (5) 会誌発行事業
- (6) 国際事業
- (7) 支部事業
- (8) 表彰事業

(事業の運営)

第 3 条 各事業の委員会の委員長には原則として常任理事が就任して活動を推進する。

2. 常任理事は、複数の事業委員会の委員長または副委員長を兼務してもよい。
3. 常任理事以外の理事は、原則として各事業委員会の副委員長に就任して、委員長を補佐する。
4. 各事業委員会は、必要に応じて、理事以外にも、複数の委員による組織をつくり運営する。
5. 各事業委員会の委員長は、原則として 3 ヶ月毎に担当事業の活動状況を理事会に報告する。
6. 各事業の運営は以下の 4 条から 11 条による。

(大会事業)

第 4 条 大会事業は定款第 4 条第 (1) 号にもとづく事業であり、その目的は、多岐にわたるエレクトロニクス実装に関する学術及び技術の研究開発を推進するため、関連する技術者が集い、最新の研究開発成果に関して講演発表をして技術情報交換を行う学術講演会およびワークショップを開催し、学術的・産業的技術の進歩発展に寄与することである。

2. 大会事業委員会は春季講演大会、秋季大会マイクロエレクトロニクス (MES)、ICEP 国際会議、ワークショップのイベントを管轄する。
3. 大会事業委員会の構成は、大会事業正副担当の理事のほか、MES および ICEP の組織委員、春季講演大会委員長、ワークショップ実行委員長で構成し、各行事の開催時期の調整や共通課題などについて協議する。

(展示事業)

第 5 条 展示事業は定款第 4 条第 (1) 号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス実装に関する情報を提供して産学協同での学術的・産業的技術の進歩発展に寄与することである。

2. 展示事業委員会は、公益的団体が主催する展示会に併設して、最先端の実装技術の普及を目的としたシンポジウム、公的研究機関および大学等の研究内容の紹介する技術セミナー（アカデミックプラザ）と、企業の技術・製品を紹介する展示会（マイクロエレクトロニクスショー）などのイベントを企画するとともに実施運営も行う。またこれらに併設する行事技術調査事業の公開研究会との調整も行う。
3. 展示事業委員会の構成は、展示事業正副担当の理事と、前記で第 2 号の行事を企画運営する委員で構成する。

(技術調査事業)

第 6 条 技術調査事業は定款第 4 条第 (2) 号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス

実装技術に関する各分野に関しての現状の技術および将来動向・技術課題について会員が研究会および技術委員会を組織して集い、調査検討を行う活動を支援することである。

2. 技術調査事業では、技術運営委員会を組織して、技術委員会および研究会の運営の調整や共通課題の協議、技術賞、技術功労賞などの受賞候補者の推薦などを行う。
3. 技術運営委員会、技術委員会および研究会については別途技術事業委員会・研究会の規程および細則に従って運営する。
4. 技術運営委員会の構成は、技術調査事業の正副担当の理事と各技術委員会および研究会の代表で構成する。

(教育事業)

第7条 教育事業は定款第4条第(3)号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス実装に関する学術及び技術の研究開発を推進するための技術普及と人材育成することにある。

2. 教育事業委員会では、若手の技術者・研究者向けに、実装技術の基礎知識を身につけるための教育講座と、最新の实装技術について分かり易く説明するチュートリアル教育セミナーなどの企画・運営を行う。
3. 教育事業委員会の構成は、教育事業の正副担当の理事と担当理事が推薦する委員で構成する。

(会誌発行事業)

第8条 会誌発行事業は定款第4条第(4)号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス実装に関する技術及び学術に関する情報を機関誌の発行やWebホームページに掲載によって普及啓発をすることにある。

2. 会誌発行事業では、機関誌としてエレクトロニクス実装学会誌を発行し、会員および会員外の一般の方、学生に広報する。このために編集委員会を組織する。
またこれとは別に英文論文誌(Transactions of the Japan Institute of Electronics Packaging)を発行して、日本の優れた実装技術の情報を世界に発信する。
3. エレクトロニクス実装学会誌を発行するために編集委員会を組織する。また英文論文誌を発行するために英文論文誌編集委員会を組織する。

(国際事業)

第9条 国際事業は定款第4条第(5)号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス実装技術分野に関して、国際レベルでの情報交換などを行い、海外での技術開発動向について情報を収集する活動および海外に向けて日本発の技術情報を発信する活動を支援することにある。

2. 国際事業では、ICEP 国際会議(International Conference on Electronics Packaging)を開催に際し、海外組織のIMAPS および IEEE-CPMT に支援を要請する。また、これらの組織の行事に対しても支援をする。ICEP 国際会議の開催に合わせて、ミーティングを持ち、エレクトロニクス実装技術分野に関して情報交換の支援を行う。
3. IMAPS および IEEE-CPMT との協議および共同作業を行うために、それぞれ IMAPS 対応委員会および IEEE-CPMT 対応委員会を組織する。これらの活動については、国際事業の正副担当の理事と担当理事が推薦する委員で国際事業委員会を組織して統括する。IMAPS 対応委員会および IEEE-CPMT 対応委員会の構成委員は国際事業委員会が任命する。

(支部事業)

第10条 支部事業は定款第4条第(6)号にもとづく事業であり、その目的は、遠隔であるが故に、東京地区での講演会や公開研究会などのサービスが受けづらい環境にある地域の人(会員および非会員に限らず)が、本学会の目的とする活動や情報交換を行うことを狙いとして支部組織をつくり、その活動を支援することにある。

2. 支部組織としては、関西支部と九州支部を組織し、支部の規程類を作り独自で運営する。但し支部の規程・規則については、理事会の承認を必要とする。詳細な運営細則・内規については、理事会へ報告する。
3. 支部の役員は各支部委員会で選出し、理事会で承認する。支部の活動予算計画については理

事会で承認が必要である。

4. 支部の財務経理については学会全体事業の財務経理と合算して行う。
5. これらの支部事業については、正副担当の理事と各支部長とで支部事業委員会を組織して必要に応じ協議する。

(表彰事業)

- 第 11 条 表彰事業は定款第 4 条第 (6) 号にもとづく事業であり、その目的は、エレクトロニクス実装技術分野の研究開発者にインセンティブを与えあるために、優秀な研究成果の発表者を表彰すること、および本学会活動を献身的に貢献いただいた会員を表彰することにある。
2. 表彰の種類および選考方法などについては別途表彰規程で定める。
 3. 表彰選考委員会の構成についても表彰規程で定める。

(改廃)

- 第 12 条 この規程の改廃は、理事会での決議を経て行う。

附則

1. この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。